

答申第 12 号

「犯罪事件処理簿等に関する書類の保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第 1 審議会の結論

実施機関が、原処分において特定した審査請求人の保有個人情報以外の個人情報には保有しないとして、保有個人情報部分開示決定を行ったことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

審査請求人は、栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成 26 年 12 月 19 日付けで栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「H〇年〇月〇日に起きた老人保健施設〇〇での介護事件事故の H26 年 12 月 19 日現在までの通報及び相談、事情聴取等の情報開示を求む。」をその請求内容とする、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対する保有個人情報について、「犯罪事件処理簿」、「警察安全相談記録簿（平成 24 年 8 月 10 日）」、「警察安全相談（継続）記録簿（平成 24 年 8 月 31 日）」、「報告書（平成 24 年 9 月 19 日）」、「電話受発用紙（平成 26 年 4 月 1 日①）」、「電話受発用紙（平成 26 年 4 月 1 日②）」及び「電話記録用紙（平成 26 年 12 月 19 日）」の 7 つの公文書に記録された審査請求人の個人情報を特定の上、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月 22 日付けで栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に審査請求を行った。

4 審査請求書の補正

審査請求人は、審査請求書に記載しなければならない事項（行政不服審査法第15条）のうち、審査請求人の年齢並びに処分庁の教示の有無及びその内容を記載していなかったため、諮問庁の求めに応じて、平成27年4月20日付けで補正書を提出し、審査請求書の補正を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示書面内容の、間違い及び不備、隠蔽捏造書面の調査訂正、及びなぜ開示書面のような隠蔽捏造書面が開示されたのか開示理由の説明を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の、審査請求書及び開示決定等理由説明書に対する意見書による主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 諮問庁の開示決定等理由説明書は、都合の良い所だけを回答し、実施機関及び諮問庁として都合の悪い所は全く回答されていない。諮問庁の調査対応不足、諮問庁委員の職務怠慢による回答不足は明らかである。
- (2) 諮問庁に対しては、原処分において特定した保有個人情報以外には開示対象となる保有個人情報を保有しない等との説明を求めているのでは無く、「なぜ残されるべき情報が残されていないのか？残されている情報に間違いがあるのか？」などの説明を求めているのである。
- (3) 保有個人情報部分開示決定通知書に記載されている〇〇警察署警務課の電話番号が間違っている。これは〇〇警察署の電話番号である。公文書の情報開示書面で有りながら、なぜ誤りのある連絡先が記載され情報開示されたのかきちんと諮問庁が調べるべき案件である。回答できないのであれば、諮問庁ぐるみの隠蔽？
- (4) 平成24年8月10日付けの警察安全相談記録簿の態様の欄が来訪となっており、審査請求人が〇〇警察署に出向いている事になっているが、これは〇〇警察署の署員2名が審査請求人宅へ出向いた時の件で有り、間違い。
- (5) 平成24年8月10日付けの警察安全相談記録簿には〇〇駐在所の緊急電話が不通になっていた事も記載無し。
- (6) 〇〇駐在所の緊急電話がなぜ不通になっていたのか、諮問庁は調査できないのか？諮問庁ぐるみの隠蔽か？
- (7) 平成23年3月に、平成〇年〇月〇日に起きた老人保健施設〇〇での介護事件事故の捜査の進展状況などの説明の為に、〇〇警察署の署員が

審査請求人宅へ来宅し、審査請求人へ説明された件の記録も無し、情報不開示。

- (8) 介護事件事故後に被害者家族である審査請求人の自宅へ嫌がらせ電話が数週間続いている件などを相談していた件の記録も無し、情報不開示。当時の職員は「事件の説明をただけで、相談を受けたとの記憶はない」とのことだが、嘘、隠蔽の回答をしているようだ。異動直前だったので、当時の職員が相談届け扱いにしなかったのではとしか考えられない。
- (9) 平成23年3月末に〇〇警察署の署員から、〇〇での介護事件事故を検察に送致した件に伴い、同月他部署へ異動する事の連絡があった記録も無し、情報不開示。
- (10) 平成〇年〇月〇日に起きた老人保健施設〇〇での介護事件事故に伴い審査請求人からの通報記録が情報開示された犯罪事件処理簿にて、H〇年〇月〇日に被害者家族から申告になって情報が開示されているが、〇月〇日から2週間も経った〇月〇日に通報相談をする筈など有り得ない。審査請求人は〇月〇日事件から数日後に〇〇警察署へ通報連絡しているのは確実で、その通報記録が残されていないのか隠蔽なのか情報不開示。
- (11) H〇年〇月〇日から数日後のゴールデンウィークの前半、月末月初に〇〇警察署へ通報した時に、「ゴールデンウィーク中だから人が少ないからゴールデンウィーク明けに連絡して来い」と発言し、相談記録簿を残さなかった〇〇警察署の署員は誰なのか、〇〇警察署に調査を求めたが、拒否。これは〇〇警察署、栃木県警ぐるみの「隠蔽捏造」か？
- (12) 介護事件事故に伴い、加害者側から、「裁判になったら出て行って貰う、これが脅迫と取られてもいい」と発言され、〇〇警察署へ脅迫の相談をした件で、情報開示した相談記録には「脅迫と取られてもいい」という記録が残されておらず、相談を受理した〇〇警察署の署員が「覚えてないんだから、しゃないだろう」と隠蔽捏造。
- (13) 諮問庁への苦情申立てによる、諮問庁及び実施機関の調査では、いずれも「〇〇警察署の一連の取り扱いに問題は認められない」と判断されている。諮問庁が実施機関の監視チェックができないのであれば、諮問庁の委員3名の人選選任の問題にもなりえる事で有り、〇〇警察署の隠蔽捏造に諮問庁が加担することの無いように調査回答を求める。
- (14) 栃木県民の代表として、諮問庁の委員3名との直接面談及び説明を頂けたら幸いである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書による主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求書に記載されている審査請求の理由に、「記録も無し、情報不開示」、「残されていないのか、隠蔽なのか情報不開示」等とあることから、審査請求人は、当該記載のある部分について、更なる保有個人情報の特定を求めることを本件審査請求の趣旨とするものと認められた。

2 本件の対象となる保有個人情報について

今回の開示請求の対象となる保有個人情報は、平成〇年〇月〇日発生の老人保健施設での業務上過失傷害被疑事件に関する通報、相談、事情聴取等の記録であることから、実施機関は、現存する簿冊を検索し、保有個人情報を特定した。

審査請求人は、開示を受けた書面以外にも保有個人情報が存在すると主張していると認められるが、実施機関は、本件処分において特定した保有個人情報以外には、本件請求の対象となる保有個人情報を保有していない。

3 審査請求人が存在を主張する保有個人情報についての確認

実施機関は、審査請求人が審査請求書において、更なる特定を求めている保有個人情報について、個別に、関係職員への聴取、検索等を実施するなどして確認を行った。

(1) 捜査の進展についての説明に関する記録について

平成23年3月に〇〇警察署に在籍した職員（以下「当時の職員」という。）に確認したところ、「報告書を作成しているが、事件記録とともに検察庁に送致したと記憶している。」とのことであり、関係簿冊を確認したものの、審査請求人が存在を主張する保有個人情報は認められなかった。

(2) 嫌がらせ電話が続いている件についての記録について

当時の職員に確認したところ、「事件の説明をただけで、相談を受けたとの記憶はない。」とのことであり、関係簿冊を確認したものの、審査請求人が存在を主張する保有個人情報は認められなかった。

(3) 異動する事の連絡についての記録について

当時の職員に確認したところ、「異動することの連絡を電話したが、記録化するまでのことはないので、書類は作成していない。」とのことであった。

(4) 通報に関する記録について

本記録については、犯罪事件処理簿の発覚の端緒欄に、「平成〇年〇月〇日 被害者家族の申告」と記載があることから、本件開示請求に係

る保有個人情報と認め、これを開示している。

審査請求人は、犯罪事件処理簿以外の公文書に記録されている審査請求人の個人情報の特定を求めていると認められることから、これに対する確認等を行った。

関係簿冊を確認したところ、本件処分において開示した犯罪事件処理簿に記録されている審査請求人の個人情報以外に、審査請求人が存在を主張する通報に関する記録は確認できなかった。

第5 審議会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求め権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件審査請求について

ア 当審議会は、条例の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するために設置されているものであり、本件審査請求においては、本件開示請求に係る保有個人情報を開示しない、又は保有しないとした実施機関の本件処分の妥当性を判断することが、当審議会の所掌する事務となる。

イ 本件審査請求の趣旨及び理由について、審査請求人は、第3の2のとおり種々主張するが、このうち、(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(11)、(12)、(13)及び(14)の事項については、実施機関の事務手続等の不正若しくは不適な点を指摘し、又はそれらのことに対する諮問庁の調査回答を求めるというものであり、当審議会の所掌事務の範囲外であることは明らかである。

ウ 第3の2のその他の事項については、上記イと同様の趣旨にとどまるものなのか、又は審査請求人の個人情報記録された公文書の更なる特定を求めるものなのか判然としない部分があるが、上記アの当審議会の所掌事務に照らし、後者の内容が含まれると考えられる点について、以下、個別に検討する。

3 具体的な判断

(1) 第3の2の(5)及び(8)について

これらはいずれも、審査請求人が〇〇警察署に相談したとする記録の有無等に関するものである。

ア 当審議会で、実施機関に対し、審査請求人のこれらの主張に係る意見聴取を実施したところ、実施機関から次のとおり説明があった。

- ① (5)の主張に係る〇〇駐在所の緊急電話が不通になっていたことの相談を受けたかどうかの事実の有無については不明である。
- ② (8)の主張に係る嫌がらせ電話が数週間続いている件などの相談を受けたかどうかの事実の有無については不明である。
- ③ 警察職員が相談を受理した際は、警察安全相談取扱要綱（平成19年3月26日栃広第2号。以下「要綱」という。）に基づき警察安全相談記録簿を作成するとされている。警察安全相談記録簿には、相談者の氏名、相談内容、警察が相談者に教示した内容の要旨などを記録することになっているが、会話のやり取りを一言一句記録するものではなく、相談の趣旨が記録されていれば問題ないものと考えている。また、相談内容が軽易なものであるなど組織的に記録しておく必要がないものについては、担当者の判断でその全部を記録しないということもあり得る。

イ 当審議会で、実施機関が警察安全相談記録簿を作成する際の根拠として説明する要綱を確認したところ、要綱第8の2の(1)は「相談を受理した警察署の職員は、警察安全相談記録簿を作成し、…」と規定しており、具体的な記録項目については、警察安全相談記録簿（別記様式第1号）に様式を示しているだけで、相談者との会話のやり取りをすべて記録するよう義務付ける規定は確認できなかった。また、相談として受理すべきか否かの基準を定める規定も確認できなかった。

ウ 当審議会が行った一連の調査審議の過程では、審査請求人が〇〇警察署に相談したとするこれらの事実の有無について確認することはできなかったが、仮に、そうした事実があったとしても、当該相談内容を記録しておくべきか否かについては、その判断基準を示す明確な規定がない以上、実施機関の裁量に委ねられているというべきものである。

エ したがって、第3の2の(5)及び(8)のいずれの場合も「〇〇警察署に相談したことをその内容とする審査請求人の個人情報記録された公文書を保有していない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

(2) 第3の2の(7)及び(10)について

これらはいずれも、審査請求人を関係者とする介護事件事故に係る捜査書類の有無等に関するものである。

ア 当審議会で、実施機関に対し、審査請求人のこれらの主張に係る意見聴取を実施したところ、実施機関から次のとおり説明があった。

① (7)の主張に係る捜査の進展についての説明に関する記録については、当時の職員に確認したところ、「捜査報告書を作成しているが、検察庁に送付した。」とのことであった。

② (10)の主張に係る通報に関する記録について、当該通報を受けたかどうかの事実の有無については不明であるが、仮に、このような内容の通報を受けた場合には、捜査書類として記録を作成し、検察庁に送付しているはずである。

③ 捜査報告書等の捜査に関する記録については、一般的に文書の性質上、捜査書類として検察庁に送付されるものである。また、犯罪捜査規範（昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）によれば、「重要又は特異な事件等必要があると認められるときは、捜査書類の写しを作成して保存しておかなければならない」等とあることから、関係書類を検察庁に送付する場合において、重要な事件で必要があると認められるとき以外は、捜査書類の写しを作成して保存する義務はない。

イ 当審議会が行った一連の調査審議の過程では、審査請求人と実施機関との間で事実関係の認識が相違している「平成〇年〇月〇日から数日後に〇〇警察署に通報したとする事実の有無」について確認することはできなかった。

ウ 当審議会で、実施機関が事件を検察庁に送付する際の捜査書類の取扱に係る根拠として説明する規範を確認したところ、規範第195条は、「事件を送致又は送付するに当たっては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。」と規定し、また、規範第273条は、「重要又は特異な事件等必要があると認められるときは、捜査書類の写しを作成して保存しておかなければならない。」と規定しているが、後者の場合、実施機関が捜査書類の写しを作成して保存しておかなければならないとされる、重要又は特異な事件等必要があると認められるか否かの判断については、基本的に実施機関の裁量に委ねられているというべきものである。

エ したがって、第3の2の(7)及び(10)のいずれの場合も「検察庁へ送付しており、その写しは作成していないことから、審査請求人の個

人情報を記録した公文書を保有していない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められない。

(3) 第3の2の(9)について

これは、〇〇警察署の職員が審査請求人に対して異動することの連絡をした記録の有無等に関するものである。

ア 当審議会で、実施機関に対し、審査請求人の主張に係る意見聴取を実施したところ、実施機関から次のとおり説明があった。

① 当時の職員に確認したところ、「異動することの電話連絡は確かにしたが、記録化するまでのことではないので、書類は作成していない。」とのことであった。

② 関係者の心情に配慮し、担当者が異動することの連絡をすることもあり得るが、このような事務的な連絡をしたことを記録しなければならないという特段の規定はないので、当該記録が存在しないことは、不自然なことではない。

イ 当審議会で、実施機関が文書を作成する際の根拠となる栃木県警察文書取扱規程（平成12年12月1日栃木県警察本部訓令甲第23号。以下「規程」という。）を確認したところ、規程第21条は、「電話又は口頭により、指示、連絡、報告、照会、回答等を行い、又はこれらを受領したときは、定例的なもの又は簡易なものを除き、電話記録用紙（別記様式第6号）を使用してその内容を記録しておくものとする。」と規定しているが、記録作成が除外される、定例的なもの又は簡易なものに該当するか否かについては、その判断基準を示す明確な規定がない以上、実施機関の裁量に委ねられているというべきものである。

ウ したがって、「〇〇警察署の職員が審査請求人に対して異動することの連絡をした記録は作成していないことから、審査請求人の個人情報記録された公文書を保有していない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められない。

4 結論

以上のことから、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 4 月 23 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 6 月 3 日	・ 実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成 27 年 7 月 6 日	・ 審査請求人から開示決定等理由説明書に対する意見を受理
平成 27 年 9 月 1 日 (第 53 回審議会)	・ 事務局から経過概要等の説明 ・ 審議
平成 27 年 10 月 6 日 (第 54 回審議会)	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 11 月 10 日 (第 55 回審議会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議
平成 27 年 12 月 8 日 (第 56 回審議会)	・ 審議
平成 28 年 2 月 4 日 (第 57 回審議会)	・ 諮問庁及び実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成 28 年 3 月 8 日 (第 58 回審議会)	・ 審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

氏 名	職 業	備 考
秋山 伸恵	医師	
田中 重夫	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 なす高原自然の家 副所長	会長職務代理者
塚本 純	宇都宮大学教授	会長
本山 路子	NPO 法人とちぎ消費生活サポートネット 理事	
安田 真道	弁護士	

(五十音順)